

III 情報公開審査会の審議状況

神奈川県情報公開条例は、「原則公開」の精神に立って解釈、運用がなされており、公開することにより個人の権利利益を侵害する情報や、法人の競争上の地位を害する情報のように、条例第5条各号等の規定に照らして公開を拒むことに合理的な理由のある情報を除いて、公開しなければならないとされています。

平成18年度中に行政文書の一部又は全部の公開を拒むとの決定をしたものは、併せて3,953件ありました。諾否決定に対しては、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができますが、条例では、不服申立てを受けた実施機関は、神奈川県情報公開審査会の審議を経てから決定を行わなければならない旨の手續を定めています。審査会は、附属機関の設置に関する条例によって設置され、7人以内の委員で構成される知事の附属機関ですが、知事以外の実施機関も条例の規定に基づいて審査会に諮問することとなっています。

審査会は、立法の趣旨から、第三者的な立場からの公正な審議が特に期待されており、その審議手續についても、行政不服審査法の審査請求に準じた方式がとられています。実施機関から諮問があった場合、審査会は、条例第5条各号等の非公開情報の適用についての実施機関の判断が適正であったかどうかを審議することになりますが、この審議に当たっては、非公開とされた行政文書はもとより、審査会が必要と認める書類について、実施機関その他の関係者に提出を求めた上で、判断が行えるようになっています。さらに、当事者から口頭による意見や説明を求めることもできます。このように、審査会では、非公開とされた情報について具体的な審議を行う必要があるため、審査会の委員には条例により守秘義務が課されています。

不服申立件数の増加に対応するため、平成13年度から、原則として部会において調査審議することとし、審査会に3つの部会を設置しています。平成18年度は部会を19回開催し、前年度からの係属案件と新たに諮問を受けた不服申立案件を調査審議の上、審査会として17件の答申を行いました。審査会の開催状況及び審議概要は次のとおりです。

なお、審査会設置の趣旨にかんがみ、審査会の答申は最大限尊重することとしており、答申の行われた不服申立案件について、実施機関は答申どおりの決定を行っています。

神奈川県情報公開審査会委員名簿（50音順）

（平成19年3月31日現在）

氏名	現職	備考
金子正史	同志社大学法科大学院教授	会長職務代理者
沢藤達夫	弁護士（横浜弁護士会所属）	
鈴木敏子	横浜国立大学教育人間科学部教授	
竹森裕子	弁護士（横浜弁護士会所属）	
玉巻弘光	東海大学法学部教授	
千葉準一	首都大学東京都市教養学部教授	
堀部政男	中央大学法科大学院教授	会長（部会長を兼ねる）

情報公開審査会の開催状況

(第一部会)

回数	開催月日及び開催場所	審議内容
第55回	平成18年4月10日(月) かながわ県民センター	・諮問第356号について審議した。
第56回	平成18年5月9日(火) かながわ県民センター	・諮問第370号について審議した。 ・諮問第367号について審議した。 ・諮問第371号について審議した。
第57回	平成18年6月6日(火) かながわ県民センター	・諮問第370号について審議した。 ・諮問第367号について審議した。 ・諮問第371号について審議した。
第58回	平成18年10月23日(月) かながわ県民センター	・諮問第381号について審議した。 ・諮問第383号について審議した。
第59回	平成18年11月27日(月) かながわ県民センター	・諮問第381号について審議した。 ・諮問第383号について審議した。
第60回	平成18年12月26日(火) かながわ県民センター	・諮問第383号について審議した。 ・諮問第381号について審議した。
第61回	平成19年1月18日(木) かながわ県民センター	・諮問第381号について審議した。

(第二部会)

回数	開催月日及び開催場所	審議内容
第57回	平成18年4月11日(火) かながわ県民センター	・諮問第320号について審議した。
第58回	平成18年5月8日(月) かながわ県民センター	・諮問第323号他16件の処理方針について審議した。
第59回	平成18年6月19日(月) かながわ県民センター	・諮問第338号及び第339号の処理方針について審議した。
第60回	平成18年11月22日(水) かながわ県民センター	・諮問第338号について審議した。 ・諮問第339号について審議した。
第61回	平成19年1月9日(火) かながわ県民センター	・諮問第338号について審議した。 ・諮問第339号について審議した。
第62回	平成19年2月6日(火) かながわ県民センター	・諮問第338号について審議した。 ・諮問第339号について審議した。

(第三部会)

回数	開催月日及び開催場所	審議内容
第52回	平成18年4月27日(木) かながわ県民センター	・諮問第350号について審議した。 ・諮問第368号について審議した。 ・諮問第375号について審議した。
第53回	平成18年5月24日(水) かながわ県民センター	・諮問第375号について審議した。 ・諮問第376号について審議した。
第54回	平成18年8月22日(火) かながわ県民センター	・諮問第376号について審議した。 ・諮問第380号について審議した。

第55回	平成18年9月15日(金) かながわ県民センター	・諮問第380号について審議した。
第56回	平成18年10月11日(水) かながわ県民センター	・諮問第380号について審議した。 ・諮問第382号について審議した。
第57回	平成18年11月13日(月) かながわ県民センター	・諮問第382号について審議した。

(注) 部会の開催回数については、条例等の一部改正に伴い、条例上位置づけられた部会として、第199回全体会以降に開催された部会から改めて第1回と数えている。